

令和２年度 第１回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会 次第

日 時 令和２年５月２８日（木）

１０：００～１０：４５

会 場 教育プラザ富樫 １２１研修室

- １ 開会挨拶
- ２ 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命
- ３ 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の役割について
- ４ 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の委員長・副委員長選出
- ５ 教科用図書採択制度の仕組みと日程について
- ６ 諮 問（中学校用教科書及び中学校「特別の教科 道徳」について）
- ７ 議 事
  - 議案１ 教科用図書調査委員会委員について
  - 議案２ 教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について（中学校用教科書）
  - 議案３ 教科用図書調査委員会及び各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について（中学校「特別の教科 道徳」）
- ８ 令和２年度 教科書展示会について
- ９ 事務連絡
- １０ 閉会挨拶

## 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱及び任命について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第6条第2項の規定に基づき、次のとおり委員を委嘱及び任命します。

### 1 委嘱及び任命する委員

|             |        |                     |
|-------------|--------|---------------------|
| 学識経験者       | 加藤 隆弘  | 金沢大学人間社会学域学校教育学類准教授 |
|             | 桑村 佐和子 | 金沢美術工芸大学教授          |
|             | 松原 道男  | 金沢大学人間社会学域学校教育学類教授  |
| 金沢市PTA協議会役員 | 相羽 大輔  | 金沢市PTA協議会副会長        |
|             | 泉 博之   | 金沢市PTA協議会副会長        |
|             | 黒田 朋宏  | 金沢市PTA協議会副会長        |
|             | 渡辺 恵   | 金沢市PTA協議会副会長        |
| 学校関係者       | 佐々木 伸治 | 金沢市立森本中学校長          |
|             | 玉川 一守  | 金沢市立港中学校長           |
|             | 羽岡 清美  | 金沢市立城南中学校長          |
|             | 濱坂 昌明  | 金沢市立北鳴中学校長          |
|             | 村上 賢正  | 金沢市立高岡中学校長          |

(五十音順 敬称略)

### 2 任期

令和2年5月28日から令和3年3月31日まで



## 諮 問

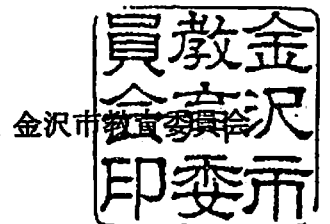
金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

### 令和3年度使用教科書（中学校用教科書）の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和2年5月28日



## 記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、中学校用教科書は、「中学校用教科書目録」（令和3年度使用）に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたつて、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、種目ごとに採択に係る意見を答申すること。
  - (1) 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
  - (2) 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
  - (3) 生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
  - (4) 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
  - (5) 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
  - (6) 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
  - (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、生徒の発達の段階に適しており、文字の書体や大きさ、図版等の印刷が適切であること。
  - (8) 金沢市や生徒の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
  - (9) 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。



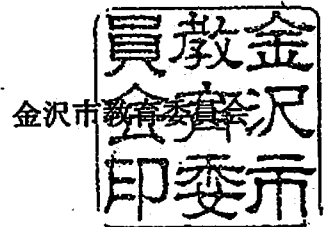
金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱第4条第1項に基づき、次の事項について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に諮問します。

令和3年度使用教科書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択について

金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会は、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、教科用図書調査委員会及び各学校の教科用図書研究委員会の報告並びに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申願います。

なお、答申にあたっては、下記の事項に留意されるよう願います。

令和2年5月28日



記

- 1 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除き、中学校用教科書（「特別の教科 道徳」）は、「中学校用教科書目録」（令和3年度使用）に登載されている調査研究対象となる教科書について答申すること。
- 2 教科書研究にあたっては、学習指導要領の趣旨に留意し、次の観点にたって、すべての教科書について綿密な調査研究を行い、採択に係る意見を答申すること。
  - （1）考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
  - （2）問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
  - （3）主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
  - （4）金沢市や生徒の実情に即し、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
  - （5）各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
  - （6）教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
  - （7）本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が生徒の発達の段階に適應していること。

## 令和2年度教科用図書調査委員会委員について

※○印は各教科の調査委員長

| 種 目                  | 氏 名      | 役 職  | 学 校 名   |
|----------------------|----------|------|---------|
| 国 語<br>(5名)          | ○ 高橋 佐代子 | 教 頭  | 清 泉 中学校 |
|                      | 山口 将世    | 教 頭  | 城 南 中学校 |
|                      | 中村 ゆかり   | 教 諭  | 城 南 中学校 |
|                      | 高橋 憲子    | 教 諭  | 鳴 和 中学校 |
|                      | 野阪 幹子    | 教 諭  | 高尾台 中学校 |
| 書 写<br>(3名)          | ○ 中尾 知巳  | 教 頭  | 北 鳴 中学校 |
|                      | 卯木 ゆかり   | 教 諭  | 高 岡 中学校 |
|                      | 庄田 幸代    | 教 諭  | 森 本 中学校 |
| 社会 (地理的分野)<br>(3名)   | ○ 中島 照雄  | 校 長  | 浅野川 中学校 |
|                      | 大場 華代子   | 教 諭  | 額 中学校   |
|                      | 宇野 貴光    | 教 諭  | 北 鳴 中学校 |
| 社会 (歴史的分野)<br>(3名)   | ○ 小竹 淳夫  | 校 長  | 金 石 中学校 |
|                      | 岡田 幸子    | 主幹教諭 | 浅野川 中学校 |
|                      | 坂井 学     | 教 諭  | 紫錦台 中学校 |
| 社会 (公民的分野)<br>(3名)   | ○ 徳田 寿季  | 主幹教諭 | 額 中学校   |
|                      | 東 かおり    | 指導教諭 | 野 田 中学校 |
|                      | 谷内 景子    | 教 諭  | 芝 原 中学校 |
| 地 図<br>(3名)          | ○ 林 勉    | 教 頭  | 野 田 中学校 |
|                      | 上谷 知未    | 教 諭  | 金 石 中学校 |
|                      | 引戸 沙耶香   | 教 諭  | 泉 中学校   |
| 数 学<br>(5名)          | ○ 堀内 伸一  | 校 長  | 医王山 中学校 |
|                      | 高見 茂幸    | 主幹教諭 | 兼 六 中学校 |
|                      | 加藤 麻生    | 教 諭  | 城 南 中学校 |
|                      | 中木 大進    | 教 諭  | 緑 中学校   |
|                      | 川本 実穂    | 教 諭  | 大 徳 中学校 |
| 理 科<br>(5名)          | ○ 山本 英喜  | 校 長  | 大 内 中学校 |
|                      | 木元 正樹    | 教 諭  | 金 石 中学校 |
|                      | 西野 秀子    | 教 諭  | 鳴 和 中学校 |
|                      | 松居 奈々    | 教 諭  | 西南部 中学校 |
|                      | 山本 哲徳    | 教 諭  | 港 中学校   |
| 音楽 (音楽一般)<br>(3名)    | ○ 才鷹 浩子  | 校 長  | 小将町 中学校 |
|                      | 清水 郁子    | 教 諭  | 西南部 中学校 |
|                      | 山際 美子    | 教 諭  | 大 徳 中学校 |
| 音楽 (器楽合奏)<br>(3名)    | ○ 沼田 幸子  | 教 諭  | 長 田 中学校 |
|                      | 福島 直美    | 教 諭  | 高尾台 中学校 |
|                      | 黒瀬 静香    | 教 諭  | 泉 中学校   |
| 美 術<br>(3名)          | ○ 西又 紀子  | 教 諭  | 西南部 中学校 |
|                      | 原 敬子     | 教 諭  | 泉 中学校   |
|                      | 吉村 尚子    | 教 諭  | 額 中学校   |
| 保健体育<br>(3名)         | ○ 可長 俊太  | 校 長  | 緑 中学校   |
|                      | 太田 康子    | 教 諭  | 浅野川 中学校 |
|                      | 勝崎 奈々    | 教 諭  | 港 中学校   |
| 技術・家庭 (技術分野)<br>(3名) | ○ 布村 一雄  | 校 長  | 長 田 中学校 |
|                      | 堀内 大輔    | 教 諭  | 清 泉 中学校 |
|                      | 野杉 博和    | 教 諭  | 高 岡 中学校 |
| 技術・家庭 (家庭分野)<br>(3名) | ○ 清水 由美子 | 教 頭  | 兼 六 中学校 |
|                      | 盛野 美智代   | 教 諭  | 兼 六 中学校 |
|                      | 談議所 幸恵   | 教 諭  | 森 本 中学校 |
| 英 語<br>(5名)          | ○ 泉 智一   | 教 頭  | 長 田 中学校 |
|                      | 藤波 未央    | 主幹教諭 | 高 岡 中学校 |
|                      | 宮坂 志保    | 教 諭  | 額 中学校   |
|                      | 木村 奈緒子   | 教 諭  | 森 本 中学校 |
|                      | 野竹 陽一    | 教 諭  | 大 徳 中学校 |
| 道徳<br>(4名)           | ○ 神農 幸子  | 教 頭  | 港 中学校   |
|                      | 野竹 良美    | 教 諭  | 泉 中学校   |
|                      | 本崎 弥愛    | 教 諭  | 金 石 中学校 |
|                      | 河原 愛     | 教 諭  | 高尾台 中学校 |

教科用図書調査委員会の調査研究項目について  
(中学校用教科書)

- (1) 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
- (2) 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
- (3) 生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
- (4) 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
- (5) 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、生徒の発達の段階に適しており、文字の書体や大きさ、図版等の印刷が適切であること。
- (8) 金沢市や生徒の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラム等を踏まえた指導との関連が図られていること。
- (9) 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。

各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について  
(中学校用教科書)

- (1) 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- (4) 金沢市や生徒の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。
- (5) その他の特記事項(各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等)

## 各教科の調査研究項目

## 国 語

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 1 言葉の特徴や使い方に関する事項

- ・言葉の特徴やきまりについて気付き、日常の言語活動に役立つことができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など

#### 2 話や文章に含まれている情報の扱い方に関する事項

- ・情報と情報の関係について理解を深め、それらを日常生活に活用するような内容や題材の工夫がなされているか
- ・新聞やインターネットなどの情報機器、学校図書館等の施設などを活用し、情報を比較する学習活動の記述が充実しているか など

#### 3 我が国の言語文化に関する事項

- ・生徒の読書意欲を高め、読書力を養い、日常の読書活動に役立つような工夫がなされているか
- ・古典に関する基礎的・基本的な内容、言葉の性質の類似性や系統性等についてまとめた記載がなされているか
- ・分かりやすい現代語訳や古典の世界について、解説した文章等が記載されている等、生徒が興味、親しみをもつ工夫がなされているか など

#### 4 話すこと・聞くことに関する事項

- ・日常生活や社会生活の中から話題が取り上げられているか
- ・「報告」「討論」「説得」等の言語活動の工夫がなされているか など

#### 5 書くことに関する事項

- ・日常生活や社会生活の中から話題が取り上げられているか
- ・「取材」「構成」「記述」「推敲」「交流」等の言語活動の工夫がなされているか など

#### 6 読むことに関する事項

- ・様々な文章を目的や意図に応じて読み、自分の考えを構築する学習の充実がなされているか
- ・文章の構成や論理の展開、表現の工夫について理解し、主題や要旨を的確にとらえ、自分の言葉で表現する場が設定されているか など

## 書 写

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 1 文字の書き方に関する事項

- ・ 文字を書く基礎となる字形、文字の大きさ、配列などについて理解して楷書で書けるよう工夫がなされているか
- ・ 漢字の行書の基礎的な書き方を理解して書けるよう工夫がなされているか
- ・ 漢字の行書とそれに調和した仮名の書き方を理解して書くことが系統的に示されているか など

#### 2 文字文化に関する事項

- ・ 目的や必要に応じて楷書又は行書の書体を判断して書くことができるよう工夫がなされているか
- ・ 身の回りの多様な表現を通して文字を文化として認識し、その豊かさに触れながら効果的に文字として書くことへの工夫がなされているか など

## 社会（地理的分野）

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 【世界と日本の地域構成】

##### 1 地域構成に関する事項

- ・位置や分布などに関わる視点に着目して、地域構成の特色を多面的・多角的に考察し、表現できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・世界と日本の地域構成を大観し理解できるよう工夫がなされているか など

#### 【世界の様々な地域】

##### 2 世界各地の人々の生活と環境に関する事項

- ・場所や人間と自然環境との相互依存関係などに関わる視点に着目して、世界各地の人々の生活が営まれる場所の自然的条件と社会的条件を関連付けて考察し、表現する力を育成できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・世界の人々の生活や環境の多様性、それらの相互依存関係を理解できるよう工夫がなされているか など

##### 3 世界の諸地域に関する事項

- ・空間的相互依存作用や地域などに関わる視点に着目して、世界の各地域で見られる地球的課題の要因や影響をその地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現する力を育成できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・世界の各州の地域的特色やそこで見られる地球的課題と地域的特色の関係を理解できるよう工夫がなされているか など

#### 【日本の様々な地域】

##### 4 地域調査の手法に関する事項

- ・場所などに関わる視点に着目して、地域調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現する力を育成できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・地域調査を行う際の視点や方法を理解し、そのために必要な地理的技能を身に付けられるよう工夫がなされているか など

##### 5 日本の地域的特色と地域区分に関する事項

- ・分布や地域などに関わる視点に着目して、我が国の国土の地域区分や区分された地域の地域的特色を多面的・多角的に考察し、表現する力を育成できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・我が国の国土の地域的特色と地域区分の方法や意義を理解できるよう工夫がなされているか など

##### 6 日本の諸地域に関する事項

- ・空間的相互依存作用や地域などに関わる視点に着目して、地域の特色ある地理的な事象を他の事象と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現する力を育成できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・日本の諸地域の地域的特色や地域の課題とともに事象間の関係性を理解できるよう工夫がなされているか など

##### 7 地域の在り方に関する事項

- ・空間的相互依存作用、地域などに関わる視点に着目して、地域の在り方を地域的特色や地域の課題と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現する力を育成できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・課題解決の取組や課題解決に向けて構想したことを適切に表現する手法を理解できるよう工夫がなされているか など

**【共通事項】**

**8 北方領土の記載に関する事項**

- ・北方領土については、ロシア連邦によって不法に占拠されていることや、ロシア連邦にその返還を求めていること等を理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・領土問題における我が国の立場が歴史的にも国際法上も正当であること等を理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など

**9 竹島の記載に関する事項**

- ・竹島については、韓国によって不法に占拠されていることや、韓国に対して累次にわたり抗議を行っていること等を理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など

**10 尖閣諸島の記載に関する事項**

- ・尖閣諸島については、我が国の固有の領土であり、領土問題は存在していないこと等を理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など

## 社会（歴史的分野）

### 【調査研究項目ごとの観点例】

- 1 私たちと歴史に関する事項
  - ・年代の表し方や時代区分についての基本的な内容を理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・時期や年代、推移、現在の私たちとのつながりなどに着目して、時代区分との関わりなどについて考察し表現できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など
- 2 身近な地域の歴史に関する事項
  - ・地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けることができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けることができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など
- 3 古代までの日本に関する事項
  - ・我が国の古代までの特色を、世界の動きとの関連に着目して学習ができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付くことができるよう工夫がなされているか など
- 4 中世の日本に関する事項
  - ・我が国の中世の特色を、東アジアとの関連に着目して学習ができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことについて、理解できるよう工夫がなされているか など
- 5 近世の日本に関する事項
  - ・我が国の近世の特色を、ヨーロッパや東南アジアとの関連に着目して学習ができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・江戸幕府の政治の特色や幕府と藩による支配が確立したことについて、理解できるよう工夫がなされているか など
- 6 近代の日本と世界に関する事項
  - ・我が国の近代の特色を、世界の動きとの関連に着目して学習ができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・国際協調と国際平和の大切さに気付くことができるよう工夫がなされているか など
- 7 現代の日本と世界に関する事項
  - ・我が国の現代の特色を、世界の動きとの関連に着目して学習ができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことについて、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など
- 8 北方領土の記載に関する事項
  - ・明治期に我が国が国際法上正当な根拠に基づき北方領土を正式に領土に編入した経緯について、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・写真、図表等は効果的に取り扱われているか など

9 竹島の記載に関する事項

- ・明治期に我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島を正式に領土に編入した経緯について、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・写真、図表等は効果的に取り扱われているか など

10 尖閣諸島の記載に関する事項

- ・明治期に我が国が国際法上正当な根拠に基づき尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯について、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
- ・写真、図表等は効果的に取り扱われているか など

## 社会（公民的分野）

### 【調査研究項目ごとの観点例】

- 1 私たちと現代社会に関する事項
  - ・現代日本の社会の特色や伝統文化の影響について、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を身に付けることができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など
- 2 私たちと経済に関する事項
  - ・市場経済の基本的な考え方や企業の社会的役割と責任について、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・財政の役割や租税の意義などについて、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など
- 3 私たちと政治に関する事項
  - ・日本国憲法の基本的な考え方について、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・主権者として政治に参加することの意義について、考えることができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など
- 4 私たちと国際社会の諸課題に関する事項
  - ・国際社会における我が国の役割について考えるとともに、自分の考えをまとめることができるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか など
- 5 北方領土の記載に関する事項
  - ・北方領土に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・写真、図表等は効果的に取り扱われているか など
- 6 竹島の記載に関する事項
  - ・竹島に関し未解決の問題が残されていることや、現状に至る経緯、我が国が正当に主張している立場、我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることについて、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・写真、図表等は効果的に取り扱われているか など
- 7 尖閣諸島の記載に関する事項
  - ・尖閣諸島については、現状に至る経緯、我が国の正当な立場、解決すべき領有権の問題は存在していないことについて、理解できるよう内容や話題・題材の工夫がなされているか
  - ・写真、図表等は効果的に取り扱われているか など

## 地 図

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 地図の活用に関する事項

- ・ 地理的な見方や考え方及び地図の読み取りなどが身に付けることができるよう工夫がなされているか
- ・ 一般図や主題図、その他写真資料などの構成配列が工夫がなされているか など

## 数 学

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 1 数と式に関する事項

- ・数量の関係や法則などを、文字を用いて式に表したり、文字を用いることのよさについて、理解できるよう工夫がなされているか
- ・文字を用いた式で数量及び数量の関係をとらえ説明することができるよう内容の工夫がなされているか など

#### 2 図形に関する事項

- ・観察、操作や実験などの活動を通して図形の理解を深める内容の工夫がなされているか
- ・推論の過程を正確に、分かりやすく表現する能力を養うための内容の工夫がなされているか など

#### 3 関数に関する事項

- ・表、式、グラフが、関数の変化と対応の特徴をつかむ手立てとなるよう、相互に関連付ける内容が充実しているか
- ・関数について、具体的な事象や場面とのかかわりの中で学習する内容の工夫がなされているか など

#### 4 データの活用に関する事項

- ・ヒストグラムや箱ひげ図などを用いて、資料の傾向を捉え、説明できるよう内容の工夫がなされているか
- ・確率については、日常生活や社会における事象を取り上げ、数学と実生活や社会との関係を実感できるよう内容の工夫がなされているか など

## 理 科

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 【第1分野】

- 1 身近な物理現象に関する事項  
・身近な物理現象を日常生活や社会と関連付け、観察、実験などに関する技能が身に付くよう工夫がなされているか など
- 2 身の回りの物質に関する事項  
・物質を調べるための実験器具の操作、実験結果の記録の仕方やレポートの書き方などの技能が習得できるよう工夫がなされているか など
- 3 電流とその利用に関する事項  
・日常生活や社会と関連付け、電流と磁界についての規則性や関係性を見いだし、科学的根拠に基づいて表現する力が身に付くよう工夫がなされているか など
- 4 化学変化と原子・分子に関する事項  
・化学変化における物質の変化やその量的な関係について、原子や分子のモデルと関連付けて微視的に捉えられるよう工夫されているか など
- 5 運動とエネルギーに関する事項  
・物体の運動とエネルギーの規則性や関係性を見い出して表現する力が身に付くよう表やグラフ等の工夫がなされているか など
- 6 化学変化とイオンに関する事項  
・化学変化について、イオンのモデルと関連付け、微視的な見方を理解し、観察、実験に関する技能が身に付くよう工夫がなされているか など
- 7 科学技術と人間に関する事項  
・科学技術が自然環境の保全や人間生活に貢献していることについて理解が深められるよう挿絵・図・写真等に工夫がなされているか など

#### 【第2分野】

- 8 いろいろな生物とその共通点に関する事項  
・いろいろな生物の特徴を見い出して生物の体の基本的なつくりを理解できるよう挿絵・写真・図等の工夫がなされているか など
- 9 大地の成り立ちと変化に関する事項  
・地層及びその構成物や火山、地震等の現象を大地の変化と関連付けて、総合的に見ることができるよう挿絵・写真・図等に工夫がなされているか など
- 10 生物の体のつくりと働きに関する事項  
・生物の体のつくりと働きについて、細胞レベルで総合的に理解するとともに、生命を尊重する態度を育成できるよう工夫がなされているか など
- 11 気象とその変化に関する事項  
・天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性について、理解できるよう工夫がなされているか など
- 12 生命の連続性に関する事項  
・観察、実験などを通して、親から子へ形質が伝わることによって生命の連続性が保たれることが理解できるよう工夫がなされているか など
- 13 地球と宇宙に関する事項  
・天体の運動と見え方についての特徴や規則性を見いだし、理解できるよう工夫がなされているか など
- 14 自然と人間に関する事項  
・自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、多面的、総合的に捉え、科学的に考察して判断できるよう挿絵・写真・図等に工夫がなされているか など

## 音楽（音楽一般）

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 【表現】

##### 1 歌唱に関する事項

- ・歌唱表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、創意工夫を生かした歌唱表現が身に付くよう工夫がなされているか
- ・曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり、声の音色や響きなどと曲種に応じた発声との関わりについて身に付けることができる工夫がなされているか
- ・創意工夫を生かした表現で歌うために必要な発声、言葉の発音、身体の使い方、全体の響きや各声部の声などを聴きながら他者と合わせて歌う技能が身に付くよう工夫がなされているか など

##### 2 創作に関する事項

- ・創作表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、創作表現を創意工夫ができるよう工夫がなされているか
- ・音のつながり方の特徴、音素材の特徴と音の重なり方や反復、変化、対照などの構成上の特徴が理解できるよう工夫がなされているか
- ・創意工夫を生かした表現で旋律や音楽をつくるために必要な、課題や条件に沿った音の選択や組み合わせなどの技能が身に付くよう工夫がなされているか など

#### 【鑑賞】

##### 3 鑑賞に関する事項

- ・曲や演奏に対する評価とその根拠、生活や社会における音楽の意味や役割、音楽表現の共通性や固有性などを考え、音楽のよさや美しさを味わう工夫がなされているか
- ・曲想と音楽の構造との関わりの理解、音楽の特徴とその背景となる文化や歴史、他の芸術との関わりの理解、我が国や郷土の伝統音楽及びアジア地域の諸民族の音楽の特徴と、その特徴から生まれる音楽の多様性の理解ができるよう工夫がなされているか など

#### 【共通事項】

- ・音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きが生み出す特質や雰囲気を感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えることができる工夫がなされているか
- ・音楽を形づくっている要素とそれらに関わる用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解することができるよう工夫がなされているか など

## 音楽（器楽合奏）

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 1 器楽の活動に関する事項

- ・器楽表現に関わる知識や技能を得たり生かしたりしながら、創意工夫を生かした器楽表現が身に付くよう工夫がなされているか
- ・曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わり、楽器の音色や響きと奏法との関わりについて身に付けることができる工夫がなされているか
- ・創意工夫を生かした表現で演奏するために必要な奏法、身体の使い方、全体の響きや各声部の音などを聴きながら他者と合わせて演奏する技能が身に付くよう工夫がなされているか など

#### 2 器楽教材の選択に関する事項

- ・我が国及び諸外国の様々な音楽のうち、生徒にとって親しみがもてたり意欲が高められたり、生活や社会において音楽が果たしている役割を感じることができるよう内容や題材の工夫がなされているか など

#### 3 器楽の指導で用いる楽器の扱いに関する事項

- ・様々な楽器をねらいに即して用い、その表現活動を通して、我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫がなされているか など

## 美術

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 【表現】

- 1 感じ取ったことや考えたことなどを基にした発想や構想に関する事項
  - ・ 絵や彫刻などに表現する活動を通して、対象や事象を見つめ感じ取った形や色彩の特徴や美しさ、想像したことなどを基に主題を生み出し、全体と部分との関係などを考え、創造的な構成を工夫し心豊かに表現する構想を練ることができるような興味・関心を高める工夫がなされているか など
- 2 目的や機能などを考えた発想や構想に関する事項
  - ・ 表現の意図と創造的な工夫、機能性と洗練された美しさとの調和、美術の働きなどについて独創的・総合的に考え、主題を生み出し豊かに言語を用いた発想・構想の工夫をしたり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりすることができるような題材の目標の示し方がなされているか など
- 3 技能に関する事項
  - ・ 材料や用具の生かし方などを身に付け、意図に応じて工夫して表すことができるような題材や資料等の配列の工夫がなされているか
  - ・ 材料や用具の特性などから制作の順序などを考えながら、見通しを持って表すことができるような題材や資料等の配列の工夫がなされているか など

#### 【鑑賞】

- 4 美術作品などに関する鑑賞に関する事項
  - ・ 絵や彫刻などの感じ取ったことや考えたことなどを基にした表現や、デザインや工芸などの掲載している作品等の数が適当で、目的や機能を考えた表現の造形的な良さや美しさを感じ取り、作者の心情や表現の意図と工夫について考え、見方や感じ方を広げたり深めたりする鑑賞の仕方の工夫がなされているか など
- 5 美術の働きや美術文化に関する鑑賞に関する事項
  - ・ 身の回りの自然物や人工物、身近な環境に見られる造形、文化遺産などの造形的なよさや美しさなどを感じ取り、生活や社会における美術の働きを実感するための工夫がなされているか、日本の美術文化について考え、見方や感じ方を広げたり深めたりする工夫がなされているか など

#### 【共通事項】

- 6 形や色彩などの性質や感情にもたらす効果の理解に関する事項
  - ・ 形や色彩、材料、光などの性質や、それらが感情にもたらす効果について、作品の理解を深めるような工夫がなされているか など
- 7 全体のイメージや作風などで捉えることの理解に関する事項
  - ・ 造形的な特徴などから全体のイメージや作風などで捉えるということについて、実感を伴いながら理解できるよう折り込みページの活用及び大型図版の掲載がなされているか など

## 保健体育

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 【体育分野】

- 1 運動やスポーツの多様性に関する事項
  - ・運動やスポーツは、体を動かしたり、健康を維持したりするなどの必要性や、競技に応じた力を試すなどの楽しさから生みだされ発展してきたことについて、理解できるよう工夫がなされているか
  - ・運動やスポーツには、「する、みる、支える、知る」などの多様な関わり方があることについて、理解できるよう工夫がなされているか
  - ・世代や機会に応じて、生涯にわたって運動やスポーツを楽しむためには、自己に適した多様な楽しみ方を見付けたり、工夫したりすることが大切であることについて、理解できるよう工夫がなされているか など
- 2 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方に関する事項
  - ・運動やスポーツは、身体の発達や維持、体力の向上などの効果や自信の獲得、ストレスの解消などの心理的効果及びルールやマナーについて合意したり、適切な人間関係を築いたりするなどの社会性を高める効果が期待できることについて、理解できるよう工夫がなされているか
  - ・運動やスポーツには、特有の技術があり、その学び方には、運動の課題を合理的に解決するための一定の方法があることについて、理解できるよう工夫がなされているか
  - ・運動やスポーツを行う際は、健康・安全に留意する必要があることについて、理解できるよう工夫がなされているか など
- 3 文化としてのスポーツの意義に関する事項
  - ・スポーツは文化的な生活を営み、よりよく生きていくために重要であることについて、理解できるよう工夫がなされているか
  - ・オリンピック及び国際的なスポーツ大会などは、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていることについて、理解できるよう工夫がなされているか
  - ・スポーツは、民族や国、人種や性、障害の違いなどを超えて人々を結び付けていることについて、理解できるよう工夫がなされているか など

#### 【保健分野】

- 4 健康な生活と疾病の予防に関する事項
  - ・健康な生活と疾病の予防について、理解を深めることができるよう挿絵・写真・図等が効果的に取り扱われているか など
- 5 心身の機能の発達と心の健康に関する事項
  - ・心身の機能の発達と心の健康について、理解を深めることやストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるよう挿絵・写真・図等が効果的に取り扱われているか など
- 6 傷害の防止に関する事項
  - ・傷害の防止について、理解を深めることや心肺蘇生法が理解できるよう挿絵・写真・図等が効果的に取り扱われているか など
- 7 健康と環境に関する事項
  - ・健康と環境について、理解を深めることができるよう挿絵・写真・図等が効果的に取り扱われているか など

## 技術・家庭（技術分野）

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 1 材料と加工の技術に関する事項

- ・材料と加工の技術の進展が、社会を大きく変化させてきた状況や、材料の再資源化や廃棄物の発生抑制など、材料と加工の技術が自然環境の保全に大きく貢献していることについて、理解できるよう工夫がなされているか
- ・材料と加工に関連した職業や、新たな技術の開発について、理解できるよう工夫がなされているか など

#### 2 生物育成の技術に関する事項

- ・生物育成の技術は、食料、バイオエタノールなどの燃料、木材などの材料の生産や、花壇や緑地等の生活環境の整備など、多くの役割をもっており、この技術の親展が社会を大きく変化させてきた状況や、生物育成の技術が自然環境の保全に大きく貢献していることについて理解できるよう工夫がなされているか
- ・生物の育成に関連した職業や、新たな技術の開発について、理解できるよう工夫がなされているか など

#### 3 エネルギー変換の技術に関する事項

- ・エネルギー変換の技術の進展が、社会を大きく変化させてきた状況や、新エネルギー技術や省エネルギー技術などが自然環境の保全に大きく貢献していることについて、理解できるよう工夫がなされているか
- ・エネルギー変換に関連した職業や、新たな技術の開発について、理解できるよう工夫がなされているか など

#### 4 情報の技術に関する事項

- ・情報の技術の進展が多くの産業を支え、社会を大きく変化させてきた状況や、情報通信ネットワークの利用による人や物の移動の減少、計測・制御システムの発達による自動車の燃費向上など、情報の技術が自然環境の保全に大きく貢献していることについて、理解できるよう工夫がなされているか
- ・情報の技術に関連した職業や、新たな技術の開発について、理解できるよう工夫がなされているか
- ・プログラミングに関する学習やコンピュータの基本的な操作、発達の段階に応じた情報モラルの学習などの情報活用能力が系統的に育成できるよう工夫がなされているか など

## 技術・家庭（家庭分野）

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 【家族・家庭生活】

- 1 自分の成長と家族・家庭の生活に関する事項  
・実習や観察、ロールプレイングなどの学習活動の工夫がなされているか など
- 2 幼児の生活と家族に関する事項  
・幼児の生活と家族の役割について理解できるよう工夫がなされているか など
- 3 家族・家庭や地域との関わりに関する事項  
・高齢者など地域の人々と協働することや高齢者との関わり方について理解できるよう工夫がなされているか など

#### 【衣食住の生活】

- 4 食事の役割と中学生の栄養の特徴に関する事項  
・生活の中で食事が果たす役割や栄養の特徴、健康によい食習慣について理解できるよう工夫がなされているか など
- 5 中学生に必要な栄養を満たす食事に関する事項  
・栄養素の種類と働きや、必要な食品の種類と概量が分かり、1日分の献立について考えることができるよう工夫がなされているか など
- 6 日常食の調理と地域の食文化に関する事項  
・日常の1食分の調理について、食品の選択や調理の仕方、調理計画を考えたり地域の食文化や伝統的な行事食について理解できたりするよう工夫がなされているか など
- 7 衣服の選択と手入れに関する事項  
・衣服の適切な選択、着用及び手入れについて考えたり、和服に関して理解できたりするよう工夫がなされているか など
- 8 生活を豊かにするための布を用いた製作に関する事項  
・製作する物に適した材料や縫い方を理解したり、衣服等の再利用の方法について考えたりできるよう工夫がなされているか など
- 9 住居の機能と安全な住まい方に関する事項  
・家族の生活や安全を考えた住空間や自然災害に備えた住空間の整え方について考えることができるよう工夫がなされているか など
- 10 衣食住の生活についての課題と実践に関する事項  
・他の内容と関連を図りながら、実践的・体験的な活動を家庭や地域で行うことができるよう工夫がなされているか など

#### 【消費生活・環境】

- 11 金銭の管理と購入に関する事項  
・計画的な金銭管理の必要性について理解し、実践的に学習することができるよう工夫がなされているか など
- 12 消費者の権利と責任に関する事項  
・消費者の基本的な権利と責任について理解できるよう工夫がなされているか など
- 13 消費生活・環境についての課題と実践に関する事項  
・自分や家族の消費生活の中から問題を見いだしたり、環境に配慮した消費生活を考えたりできるよう工夫がなされているか など

## 英 語

### 【調査研究項目ごとの観点例】

1. 英語の特徴や決まりに関する事項
  - ・感嘆符や引用符などの符号の意味や使い方を理解できるよう内容の工夫がなされているか
  - ・活用頻度の高い連語や慣用表現が言語活動を通して定着できるよう工夫がなされているか
  - ・文、文構造、文法事項について、意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して定着できるよう工夫がなされているか など
2. 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項
  - ・英語を聞いたり読んだりして必要な情報や考えなどを捉える活動が充実しているか
  - ・英語を聞いたり読んだりして得られた情報や表現を、選択したり抽出したりするなどして活用し、話したり書いたりして事実や自分の考え、気持ちなどを表現する活動が充実しているか
  - ・伝える内容を整理し、英語で話したり書いたりして互いに事実や自分の考え、気持ちなどを伝え合う活動が充実しているか など
3. 言語活動に関する事項
  - ・日常的な話題について聞いたり読んだりして、必要な情報を把握することができるような活動が充実しているか
  - ・日常的な話題について、伝えようとする内容を整理し、話したり書いたりする活動が充実しているか
  - ・聞いたり読んだりしたことについて、概要や要点を把握し、その内容について英語で話したり、書いたりする活動が充実しているか など
4. 言語の働きに関する事項
  - ・家庭や学校での生活などの生徒の身近な暮らしに関わる場面や、買い物や道案内などの特有の表現がよく用いられる場面を扱う題材が工夫されているか
  - ・(ア)コミュニケーションを円滑にする、(イ)気持ちを伝える、(ウ)事実・情報を伝える、(エ)考えや意図を伝える、(オ)相手の行動を促す、といった言語の働きを扱う題材が工夫されているか など

| 発行番号・略称<br>調査研究項目                                               |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 1 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。     |  |  |  |  |
| 2 思考力・判断力・表現力などを育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。 |  |  |  |  |
| 3 生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。                      |  |  |  |  |
| 4 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。                 |  |  |  |  |
| 5 現代的な諸課題への対応や各教科などとの関連に配慮が見られること。                              |  |  |  |  |
| 6 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。                     |  |  |  |  |
| 7 本文の内容、挿絵、写真及び図などの扱いが、生徒の発達段階に適しており、文字の書体や大きさ、図版などの印刷が適切であること。 |  |  |  |  |
| 8 金沢市や生徒の実情に即し、金沢ベーシックカリキュラムなどを踏まえた指導との関連が図られていること。             |  |  |  |  |
| 9 「自分で みんなで 考える 金沢型学習スタイル」に基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていること。        |  |  |  |  |

| 調査研究項目 | 発行者番号・略称 |  |  |  |
|--------|----------|--|--|--|
|        |          |  |  |  |
| 1      |          |  |  |  |
| 2      |          |  |  |  |
| 3      |          |  |  |  |
| 4      |          |  |  |  |
| 5      |          |  |  |  |
| 6      |          |  |  |  |
| 7      |          |  |  |  |
| 8      |          |  |  |  |
| 9      |          |  |  |  |

| 発行者番号・略称<br>調査研究項目                                  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。                  |  |  |  |  |
| 2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。                  |  |  |  |  |
| 3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。                  |  |  |  |  |
| 4 金沢市や生徒の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。     |  |  |  |  |
| 5 その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等） |  |  |  |  |

教科用図書調査委員会の調査研究項目について  
(中学校「特別の教科 道德」)

- (1) 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- (2) 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- (3) 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- (4) 金沢市や生徒の実情に即し、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- (5) 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- (6) 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- (7) 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が生徒の発達段階に適応していること。

各学校に設置される教科用図書研究委員会の調査研究項目について  
(中学校「特別の教科 道德」)

- (1) 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- (2) 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- (3) 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- (4) 金沢市や生徒の実情に即し、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- (5) その他の特記事項(各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等)

**各教科（特別の教科道徳）  
の調査研究項目**

## 特別の教科 道 徳

### 【調査研究項目ごとの観点例】

#### 1 石川県、金沢市に関する事項

#### 2 主として自分自身に関する事項

- ・短所も自分の特徴の一側面であることを踏まえつつ、かけがえのない自己を肯定的に捉えさせるとともに、自己の優れている面などの発見に努めさせるよう工夫されているか
- ・生活の中で具体的な目標を設定させ、その実現に向けて努力する体験をさせ、その体験を振り返って、目標の達成には何が必要かを考えさせたり自らの歩みを自己評価させたりするよう工夫されているか など

#### 3 主として人との関わりに関する事項

- ・単に思いやりの大切さに気付かせるだけでなく、根本において自分も他者も、共にかけがえのない存在であるということをしっかり自覚できるよう工夫がなされているか
- ・個性とは何かについて正しく理解するとともに、自らの意志に背いて他に同調するのではなく、自分の考えや意見を伝えること、そして互いの個性や立場を尊重し、広い視野に立っているいろいろなものの見方や考え方があることを理解しようとする態度を育てるよう工夫されているか など

#### 4 主として集団や社会との関わりに関する事項

- ・法やきまりは自分自身や他者の生活や権利を守るためにあり、それを遵守することの大切さについて自覚を促すよう工夫がなされているか
- ・地域の人々との人間関係を問い直したり、地域社会の実態を把握させたりして、郷土に対する認識を深め、郷土を愛しその発展に努めるよう工夫されているか など

#### 5 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事項

- ・人間の生命のみならず身近な動植物をはじめ生きとし生けるものの生命の尊さに気付かせ、生命あるものは互いに支え合って生き、生かされていることに感謝の念をもつよう工夫がなされているか
- ・自分だけが弱いのではないということに気付かせ、弱さや醜さだけを強調したり、弱い自分と気高さの対比に終わったりすることなく、自分を奮い立たせることで目指す生き方や誇りある生き方に近付けるということに目を向けられるよう工夫がなされているか など

| 発行者番号・略称<br>調査研究項目                                                                 |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。      |  |  |  |  |
| 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。                                     |  |  |  |  |
| 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。                |  |  |  |  |
| 4 金沢市や生徒の実情に即し、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。 |  |  |  |  |
| 5 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。                                               |  |  |  |  |
| 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。                                         |  |  |  |  |
| 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が生徒の発達段階に適応していること。                          |  |  |  |  |

| 発行者番号・略称<br>調査研究項目           |  |  |  |  |
|------------------------------|--|--|--|--|
| 1 石川県、金沢市に関する事項              |  |  |  |  |
| 2 主として自分自身に関する事項             |  |  |  |  |
| 3 主として人との関わりに関する事項           |  |  |  |  |
| 4 主として集団や社会との関わりに関する事項       |  |  |  |  |
| 5 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事項 |  |  |  |  |

| 発行者番号・略称<br>調査研究項目                                                                 |  |  |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。      |  |  |  |  |
| 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。                                     |  |  |  |  |
| 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。                |  |  |  |  |
| 4 金沢市や生徒の実情に即し、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。 |  |  |  |  |
| 5 その他の特記事項（各教科等との関連、学年相互の関連、挿絵や写真、図等の扱い、書体や文字の大きさ等）                                |  |  |  |  |

令和2年度

第1回金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会

資 料

|      |                                                                   |          |
|------|-------------------------------------------------------------------|----------|
| 資料1  | 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱・・・・・・・・・・                                  | P 1, 2   |
| 資料2  | 教科書採択の方法（文部科学省）・・・・・・・・・・                                         | P 3, 4   |
| 資料3  | 石川県の採択地区について・・・・・・・・・・                                            | P 5      |
| 資料4  | 金沢市教育委員会の採択の仕組み・・・・・・・・・・                                         | P 6      |
| 資料5  | 令和2年度 教科書採択事務等の日程について・・・・・・・・・・                                   | P 7      |
| 資料6  | 令和3年度使用教科書（中学校用教科書及び学校教育法附則第9条<br>の規定による教科書）の採択方針（写）（県）・・・・・・・・・・ | P 8      |
| 資料7  | 令和3年度使用教科書（中学校用教科書）採択方針（金沢市）・・・                                   | P 9      |
| 資料8  | 令和3年度使用教科書（中学校用教科書（「特別の教科 道徳」））<br>の採択方針（写）（県）・・・・・・・・・・          | P 10     |
| 資料9  | 令和3年度使用教科書（中学校「特別の教科 道徳」）<br>採択方針（金沢市）・・・・・・・・・・                  | P 11     |
| 資料10 | 令和2年度 教科書展示会開催要項・・・・・・・・・・                                        | P 12, 13 |
| 資料11 | 令和2年度 金沢市教科書展示会の開催（報道資料）・・・・・・・・                                  | P 14     |

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について公正且つ適正な実施を図ることを目的とし、採択取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項（同法49条及び第62条において準用する場合を含む。）及び同法附則第9条に規定する教科用図書をいう。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置)

第3条 教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第4条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、選定委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする。

(教科用図書調査委員会及び教科用図書研究委員会の設置)

第5条 選定委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科用図書調査委員会（以下「調査委員会」という。）及び各学校に教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

(選定委員会の役割及び構成)

第6条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、調査委員会及び研究委員会の報告に基づいて審議し、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

2 選定委員は12名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 金沢市PTA協議会役員

(3) 学校関係者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定委員となることができない。

4 選定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

5 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。

6 委員長は、会務を統括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(選定委員会の会議の招集)

第7条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(調査委員会の委員の委嘱)

第8条 調査委員会の委員は、選定委員会が委嘱する。

(選定委員及び調査委員の任期)

第9条 選定委員及び調査委員の任期は当該年度末までとする。

(公表等)

第10条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 当該教科用図書の種類

(2) 当該教科用図書を採択した理由

(3) 教科用図書の研究のために作成した資料

(4) 当該教科用図書の採択に係る教育委員会の会議の議事録

(5) その他教育委員会が適当と認める事項

2 教育委員会は、前項各号に掲げる事項以外の事項について、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第6条の規定に基づき公開請求があったときは、金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づき、公開するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年5月17日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年6月26日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年5月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年6月26日から施行する。

## 1) 採択の権限

教科書の採択とは、学校で使用する教科書を決定することです。その権限は、公立学校で使用する教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。また、国・私立学校で使用する教科書の採択の権限は校長にあります。

## 2) 採択の方法

採択の方法は義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については無償措置法によって定められています。

高等学校の教科書の採択方法については法令上、具体的な定めはありませんが、各学校の実態に即して、公立の高等学校（公立大学法人が設置する学校を除く。）については、採択の権限を有する所管の教育委員会が採択を行っています。

- (1) 発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの種目・使用学年・書名・著作者名等（書目）を文部科学大臣に届け出ます（①）。文部科学大臣はこの届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成します。この教科書目録は都道府県教育委員会を通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます（②）。教科書は、この目録に登載されなければ採択されません。

また、文部科学省では、採択の際の調査・研究に資するため、編修趣意書を、採択関係者に周知しています。（平成 25 年度までの編集趣意書に代えて、平成 26 年度からは新規に編集された教科書について検定申請時に各発行者から提出され、検定合格後の図書の内容と整合するよう更新されたものとなっています。）

- (2) 発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国立学校・公立大学法人が設置する学校・私立学校等に送付します（③）。

- (3) 採択の権限は、既に述べたように教育委員会や校長にあります。適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています。

この指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、保護者、学識経験者等から構成される教科用図書選定審議会を毎年度設置し、あらかじめ意見を聴くこととなっています（④）。

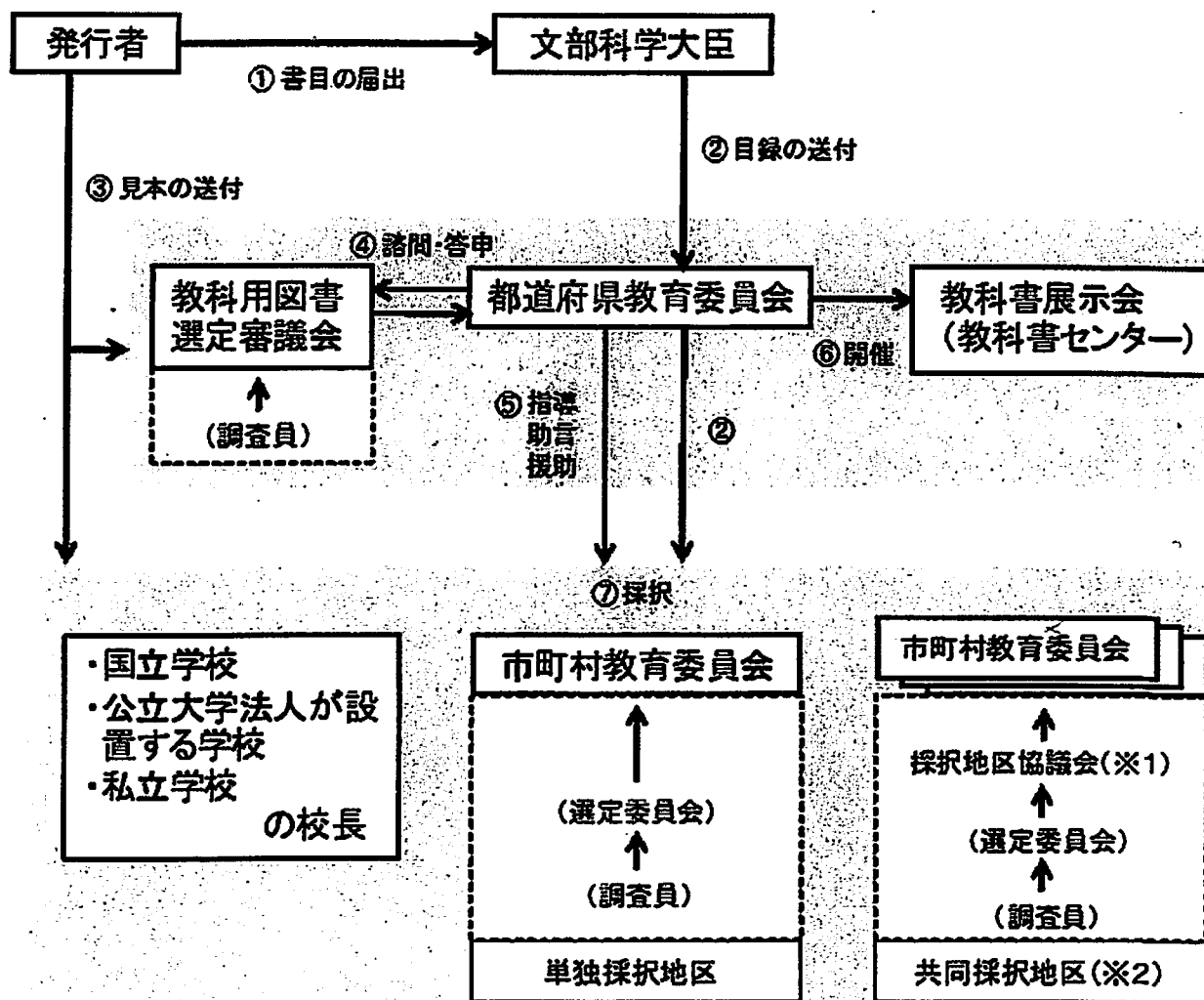
この審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱しています。都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行います（⑤）。

また、都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年 6 月から 7 月の間の一定期間、教科書展示会を行っています（⑥）。この展示会は、各都道府県が学校の教員や住民の教科書研究のために設置している教科書の常設展示場（教科書センター）等で行われています。なお、教科書センターは昭和 31 年以来設置されているもので、平成 31 年 4 月現在全国に 955 か所あります。さらに、国民の教科書に対する高い関心に応えるため、近年では、公立図書館や学校図書館における教科書の整備も進められています。

- (4) 採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で一種目につき一種類の教科書を採択します（⑦）。

なお、義務教育諸学校用教科書については、原則として、4 年間同一の教科書を採択することとされています。

図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み



#### 主な根拠法令

##### ・採択の権限

地教行法第21条第6号

発行法第7条第1項

##### ・採択の方法等、採択の時期

地教行法第48条

無償措置法第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条

無償措置法施行令第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条

発行法第4条、第5条、第6条

# 石川県の採択地区について

資料

3

|    |    |          |    |     |    |    |    |          |     |
|----|----|----------|----|-----|----|----|----|----------|-----|
| 加賀 | 小松 | 能美<br>川北 | 白山 | 野々市 | 金沢 | 河北 | 羽咋 | 七尾<br>鹿島 | 奥能登 |
|----|----|----------|----|-----|----|----|----|----------|-----|

## (根拠法令) 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(昭和38年12月制定)

### (採択地区)

第12条 都道府県教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない。

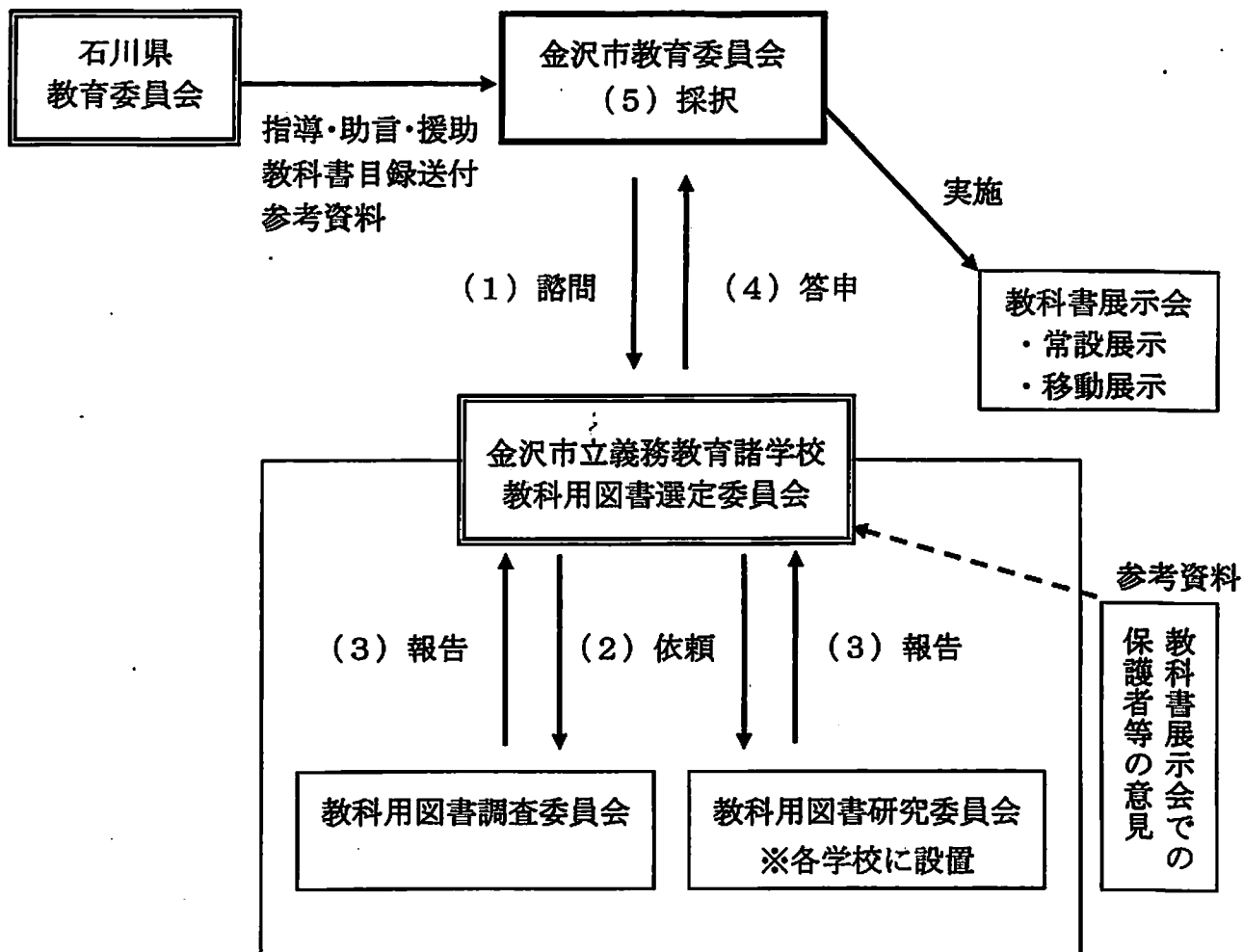
第13条 4 ……採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会を設けなければならない。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第15条 市町村教育委員会は…義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

# 金沢市教育委員会の採択の仕組み

資料  
4



## 金沢市立小学校、中学校管理規則

### 第4章 教材の取扱い

#### 第12条 (教科書)

教科書（文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣において著作権を有する教科用図書をいう。以下同じ。）は、委員会が採択したものを使用しなければならない。

## 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱

（金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置）

### 第3条

教育委員会は、第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

## 令和2年度 教科書採択事務等の日程について

|                                                                            |                                              |                                             |
|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 5月27日(水)<br>13:30～15:00<br>金沢市役所2201会議室                                    | 定例教育委員会議                                     | ・採択方針<br>・選定委員会への諮問<br>・選定委員会委員の委嘱及び任命、承認   |
| 5月28日(木)<br>10:00～10:45<br>金沢市教育プラザ富樫                                      | 第1回選定委員会                                     | ・調査委員会委員の委嘱、承認<br>・研究委員会の設置<br>・調査研究項目の審議   |
| 5月29日(金)<br>15:30～16:10<br>金沢市教育プラザ富樫                                      | 第1回調査委員会                                     | ・調査研究の進め方の理解                                |
| 6月10日(水)～<br>6月25日(木)<br>金沢市立中学校 24校                                       | 教科書展示会<br>(移動展示)                             | ・各学校における教科書の移動展示                            |
| 6月12日(金)～<br>6月25日(木)<br>金沢市教育プラザ富樫                                        | 教科書展示会<br>(常設展示)                             | ・金沢市教育プラザ富樫にて教科書の展示                         |
| 6月25日(木)、26日(金)<br>9:00～16:40<br>金沢市長土堀青少年交流センター                           | 第2回調査委員会                                     | ・調査研究報告書の作成                                 |
| 7月15日(水)<br>7月21日(火)<br>7月22日(水)<br>7月28日(火)<br>15:30～18:30<br>金沢市役所全員協議会室 | 第2回選定委員会<br>第3回選定委員会<br>第4回選定委員会<br>第5回選定委員会 | ・調査研究報告(調査委員会、研究委員会、<br>展示会での意見等)をもとに答申案の作成 |
| 8月 6日(木)<br>14:00～19:00<br>金沢市役所2201会議室                                    | 定例教育委員会議                                     | ・選定委員会の答申を受け、教科書の採択                         |
| 8月 7日(金)<br>14:00～19:00<br>金沢市役所2201会議室                                    | 臨時教育委員会議                                     | ・選定委員会の答申を受け、教科書の採択                         |
| 8月17日(月)<br>17:30～19:30<br>金沢市役所2201会議室                                    | 臨時教育委員会議                                     | ・選定委員会の答申を受け、教科書の採択                         |
| 8月25日(火)<br>9:00～12:00<br>(予備13:00～15:30)<br>金沢市役所2201会議室                  | 臨時教育委員会議                                     | ・選定委員会の答申を受け、教科書の採択                         |
| 8月末                                                                        |                                              | ・採択期限:8月31日(月)<br>※県への採択結果等報告               |
| 9月初め                                                                       |                                              | ・採択結果等の公表                                   |

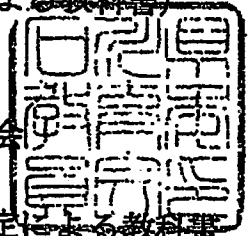


資料

6

# 令和3年度使用教科書（中学校用教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書） の採択方針

石川県教育委員会



令和3年度使用教科書（中学校用教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「一般図書」という。））の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮するとともに、次のことに配慮すること。

## 1 中学校用教科書の採択について

- (1) 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。

### 【採択の留意点】

- ① 基礎的・基本的な知識や技能の習得のため、学習内容を確実に身に付けることができるような記述の充実が図られていること。
- ② 思考力・判断力・表現力等を育むため、知識や技能を活用して課題を解決する過程を重視した学習の記述の充実が図られていること。
- ③ 生徒の興味・関心を生かした自主的、自発的な学習が促されるよう配慮されていること。
- ④ 伝統と文化を尊重する態度、道徳性などを養うための内容や話題・題材の充実が図られていること。
- ⑤ 現代的な諸課題への対応や各教科等との関連に配慮が見られること。
- ⑥ 教材や内容は、学年相互間の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- ⑦ 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いが、生徒の発達の段階に適しており、文字の書体や大きさ、図版等の印刷が適切であること。

### 【選定資料等の活用】

令和3年度使用中学校用教科書の採択に当たっては、石川県教育委員会が作成する、「令和3～6年度使用中学校用教科書石川県教科用図書選定資料」、及び、文部科学省において取りまとめた「教科書編修趣意書」等を活用すること。

## 2 一般図書の採択の留意点について

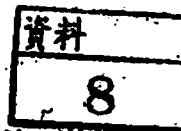
- ① 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものであること。
- ② 教科の目標に沿う内容をもつものであり、上学年で使用することとなる教科書との関連性や系統性を考慮すること。

### 【選定資料の活用】

一般図書の採択に当たっては、今年度、石川県教育委員会が作成する「一般図書選定資料」を活用すること。

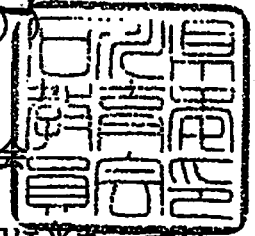
令和3年度使用教科書（中学校用教科書）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 知識及び技能が習得されるようにするための工夫がなされていること。
- 2 思考力、判断力、表現力等を育成するための工夫がなされていること。
- 3 学びに向かう力、人間性等を涵養するための工夫がなされていること。
- 4 金沢市や生徒の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること。



令和3年度使用教科書（中学校用教科書（「特別の教科 道徳」））  
の採択方針

石川県教育委員会



令和3年度使用教科書（中学校用教科書（「特別の教科 道徳」））の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、生徒の心身の発達の段階や特性等を十分考慮するとともに、次のことに配慮すること。

1 中学校用教科書（「特別の教科 道徳」）の採択の留意点について

- ① 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- ② 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- ③ 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- ④ 生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- ⑤ 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- ⑥ 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- ⑦ 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が生徒の発達の段階に適応していること。

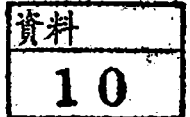
〔選定資料等の活用〕

令和3年度使用中学校用教科書（「特別の教科 道徳」）の採択に当たっては、石川県教育委員会が作成する「令和3～6年度使用中学校用教科書（「特別の教科 道徳」）石川県教科用図書選定資料」、及び、文部科学省において取りまとめた「教科書編修趣意書」等を活用すること。

令和3年度使用教科書（中学校「特別の教科 道徳」）の採択においては、石川県教育委員会の採択方針に基づき、次のとおりとする。

- 1 考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に討論したり書いたりするなどの言語活動の充実が図られるよう配慮されていること。
- 2 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習の充実が図られるよう配慮されていること。
- 3 主体的に学習に取り組み、自らを振り返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう配慮されていること。
- 4 金沢市や生徒の実情に即し、生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題など、多様な題材の充実が図られていること。
- 5 各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連に配慮が見られること。
- 6 教材や内容は、学年相互の関連が図られ、系統的・発展的に構成・配列されていること。
- 7 本文の内容、挿絵、写真及び図等の扱いや、書体、文字の大きさ及び図版等の印刷が生徒の発達段階に適応していること。

# 令和2年度 教科書展示会開催要項



金沢市教育委員会

「令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）」（令和2年3月27日付元初教科第39号）に基づき、教科書展示会を開催する。

## 1 常設展示場

(1) 会場 金沢市教育プラザ富樫 2号館3階 ティーチャーズ・ポートセンター ブース8  
金沢市富樫3丁目10番1号 TEL 243-1054

(2) 期間 令和2年6月12日（金）から6月25日（木）まで  
9時00分から21時00分まで（最終日は19時まで）  
※土曜日、日曜日は、17時00分まで  
※暫定駐車場ではなく教育プラザ富樫の駐車場を使用すること

### (3) 展示教科書

#### 〔小学校用〕

- |           |     |          |
|-----------|-----|----------|
| ・国語       | ・書写 | ・社会      |
| ・地図       | ・算数 | ・理科      |
| ・生活       | ・音楽 | ・図画工作    |
| ・家庭       | ・保健 | ・外国語（英語） |
| ・特別の教科 道徳 |     |          |

#### 〔中学校用〕

- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| ・国語          | ・書写          | ・社会（地理的分野） |
| ・社会（歴史的分野）   | ・社会（公民的分野）   | ・地図        |
| ・数学          | ・理科          | ・音楽（一般）    |
| ・音楽（器楽合奏）    | ・美術          | ・保健体育      |
| ・技術・家庭（技術分野） | ・技術・家庭（家庭分野） | ・英語        |
| ・特別の教科 道徳    |              |            |

## 2 移動展示場

(1) 会場 金沢市内各中学校  
※（4）の移動日程に基づき、3日ごとに移動展示する。

(2) 期間 令和2年6月10日（水）から 6月25日（木）  
9時30分から16時30分まで  
※土曜日、日曜日は開催しない。

### (3) 展示教科書

#### 〔中学校用〕

- |              |              |            |
|--------------|--------------|------------|
| ・国語          | ・書写          | ・社会（地理的分野） |
| ・社会（歴史的分野）   | ・社会（公民的分野）   | ・地図        |
| ・数学          | ・理科          | ・音楽（一般）    |
| ・音楽（器楽合奏）    | ・美術          | ・保健体育      |
| ・技術・家庭（技術分野） | ・技術・家庭（家庭分野） | ・英語        |
| ・特別の教科 道徳    |              |            |

#### (4) 移動日程

|                     | 1   | 2   | 3   | 4  | 5   | 6   |
|---------------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 6月10日(水)<br>～12日(金) | 芝原  | 医王山 | 額   | 金石 | 緑   | 港   |
| 6月15日(月)<br>～17日(水) | 犀生  | 森本  | 高尾台 | 大徳 | 西南部 | 浅野川 |
| 6月18日(木)<br>～22日(月) | 城南  | 北鳴  | 内川  | 長田 | 清泉  | 小将町 |
| 6月23日(火)<br>～25日(木) | 紫錦台 | 鳴和  | 野田  | 高岡 | 泉   | 兼六  |

#### (5) 移動展示の方法及び注意事項

- ① 中学校を6グループに分け、移動展示をする。
- ② 展示校では、職員の目が届き、施錠ができる部屋等に、教科書の設置場所(スペース)を設け、閲覧がしやすいように机・椅子等を置くとともに、毎日冊数を確認するなど管理を徹底する。
- ③ 移動展示期間以外の調査研究においては、常設展示場を利用する。
- ④ 各グループの最初の展示校へは、学校指導課が教科書、閲覧者氏名記入用紙、保護者意見箱及び意見感想用紙を搬送する。
- ⑤ 閲覧者名簿は、職員室に置く。(閲覧者は職員室で記名後、閲覧する。)
- ⑥ 展示校は、次の展示校と連絡調整の上、教科書、意見箱等を搬送する。  
次の展示校の校長又は教頭、主幹教諭、教務主任のいずれかが立ち会い、教科書の数等をチェック表で確認の上、展示の準備をする。チェック表は、次の展示校が学校指導課へFAXする。
- ⑦ 保護者用意見箱は、中の用紙を出さず、そのまま次の学校に渡す。
- ⑧ 閲覧者名簿は、各学校での展示終了後、担当あて【親展】とし、学校メールカーで提出する。
- ⑨ 最終の展示校は、展示期間終了後、学校指導課が回収するまで保管する。学校指導課は、教科書の数等を確認して受け取る。
- ⑩ 新型コロナウイルス感染症の対策として、密閉・密集・密接を避けるとともに、換気やアルコール消毒等の対応を徹底する。  
※アルコール消毒液については、市教委で準備する。

#### (6) 保護者等への周知

各中学校においては、学校だより、学年だより、ホームページ等を通して、移動展示期間に閲覧可能である旨を保護者等に周知する。なお、閲覧希望の方への対応は、各会場校で行うことになるため、感染症拡大防止の観点から、事前に保護者等へマスクの着用やアルコール消毒液の使用、家庭での検温を周知するとともに、発熱等の風邪症状がある場合には来校を控えることについても十分理解を得ること。

#### 3 法律に定められた教科書展示会について

- (1) 展示期間 令和2年6月12日(金)から6月25日(木)まで
  - (2) 展示場所 金沢・富樫センター(金沢市教育プラザ富樫)
- ※ 法律で定められた教科書展示会を併せて開催する。

## 令和2年度 金沢市教科書展示会の開催

今年度（令和2年度）から小学校で使用している教科書及び来年度（令和3年度）から、中学校で使用する文部科学大臣の検定を経た教科書を展示します。

保護者や市民の皆様からご意見・ご感想をお聞きするための意見箱を設置しており、ご意見等は教科書採択に際しての参考とさせていただきます。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策のため、マスクの着用やアルコール消毒液の使用、家庭での検温を徹底していただくとともに、もし発熱等の風邪症状がある場合には来場を控えていただくようお願いしております。

### 1. 常設展示場

日時 令和2年6月12日（金）から6月25日（木）まで  
9時00分から21時00分まで（最終日は17時まで）  
※土、日は、17時00分まで  
会場 金沢市教育プラザ富樫（金沢市富樫3-10-1 TEL：243-1054）  
※2号館3階ティーチャーサポートセンター ブース8において受付後、  
室内で閲覧ください。  
※報道対応については、6月12日（金）9時から11時までとします。

### 2. 移動展示場

日時 令和2年6月10日（水）から6月25日（木）まで  
9時30分から16時30分まで  
※土、日は、閲覧できません。  
会場 金沢市立中学校（24校） ※移動日程は下記のとおり  
※各学校の職員室で受付後、指定場所において閲覧ください。

移動展示場となる学校及び展示期間は、次のとおりです。

| 期 間             | 会 場                        |
|-----------------|----------------------------|
| 6月10日（水）～12日（金） | 金石中・芝原中・医王山中・額中・緑中・港中      |
| 6月15日（月）～17日（水） | 浅野川中・西南部中・犀生中・森本中・高尾台中・大徳中 |
| 6月18日（木）～22日（月） | 城南中・小將町中・長田中・内川中・北鳴中・清泉中   |
| 6月23日（火）～25日（木） | 泉中・野田中・紫錦台中・兼六中・高岡中・鳴和中    |